

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# 大韓民国

製造工程認証

1. 製品登録と輸入検査 .....	1
2. 施設の登録 .....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

## 1. 製品登録と輸入検査

韓国に食品を輸入する際には、製品登録の必要はない。ただし、市場に出回る全ての新製品は、関連検査機関が実施する必須のラボ試験の対象となる。最初のラボ試験に合格した製品のその後の出荷は、ランダム検査を除き、5年間、追加の到着試験が免除される。

## 2. 施設の登録

食品医薬品安全処（MFDS）は、2016年2月4日に輸入食品安全管理特別法および施行規則を施行した。特別法に従い、MFDSは、食品を韓国に輸出したい外国の施設の事前登録を要求している。

食品には、加工食品、穀物、果物などの農産物、健康機能食品、水産物、食品添加物、食品包装/容器/設備などが含まれる。外国施設は、輸入申告の前にMFDSに登録されるものとする。MFDSは、電子登録システムを設置し、外国の製造業者または現地の輸入業者が外国の食品施設をオンラインで登録できるようにしている。外国の製造業者がMFDSによって登録されると、2年間有効である。登録の更新は、登録の有効期限が切れる7日前までに完了する必要がある。